

第73回穴粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成29年2月28日（火曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 会 2月28日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- | | | |
|-------|------------|------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 第 1号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第 2号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第 3号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第 4号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第 5号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第 6号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第 7号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第 8号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第 9号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第10号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第11号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第12号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第13号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第14号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第15号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第16号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第17号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第18号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| | 第19号議案 | 穴粟市農業委員会委員の任命について |
| 日程第 4 | 第 20号議案 | 穴粟市中広瀬多目的広場条例の制定について |
| 日程第 5 | 第 21号議案 | 穴粟市健康づくり推進協議会条例の制定について |

日程第 6	第 22号議案	宍粟市個人情報保護条例及び宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
日程第 7	第 23号議案	宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
	第 24号議案	宍粟市の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	第 25号議案	宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
	第 26号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第 8	第 27号議案	宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について
日程第 9	第 28号議案	宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について
	第 29号議案	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 10	第 30号議案	宍粟市税条例等の一部改正について
日程第 11	第 31号議案	宍粟市立学校給食センター条例の一部改正について
日程第 12	第 32号議案	宍粟市在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の廃止について
日程第 13	第 33号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
	第 34号議案	辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 14	第 35号議案	相互救済事業の委託について
日程第 15	第 36号議案	市有財産の処分について
日程第 16	第 37号議案	平成29年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
日程第 17	第 38号議案	平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
	第 39号議案	平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
	第 40号議案	平成28年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 41号議案	平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 第 42号議案 平成28年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 43号議案 平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 18 第 44号議案 平成29年度穴粟市一般会計予算
- 第 45号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 46号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 47号議案 平成29年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 48号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計予算
- 第 49号議案 平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計予算
- 第 50号議案 平成29年度穴粟市下水道事業特別会計予算
- 第 51号議案 平成29年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 52号議案 平成29年度穴粟市水道事業特別会計予算
- 第 53号議案 平成29年度穴粟市病院事業特別会計予算
- 第 54号議案 平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 1号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 2号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 3号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 4号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 5号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 6号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 7号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 8号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 9号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 10号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 11号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 12号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 13号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について
- 第 14号議案 穴粟市農業委員会委員の任命について

	第 15号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 16号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 17号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 18号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 19号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
日程第 4	第 20号議案	宍粟市中広瀬多目的広場条例の制定について
日程第 5	第 21号議案	宍粟市健康づくり推進協議会条例の制定について
日程第 6	第 22号議案	宍粟市個人情報保護条例及び宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
日程第 7	第 23号議案	宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
	第 24号議案	宍粟市の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	第 25号議案	宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
	第 26号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第 8	第 27号議案	宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について
日程第 9	第 28号議案	宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について
	第 29号議案	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 10	第 30号議案	宍粟市税条例等の一部改正について
日程第 11	第 31号議案	宍粟市立学校給食センター条例の一部改正について
日程第 12	第 32号議案	宍粟市在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の廃止について
日程第 13	第 33号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
	第 34号議案	辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 14	第 35号議案	相互救済事業の委託について
日程第 15	第 36号議案	市有財産の処分について
日程第 16	第 37号議案	平成29年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について

- 日程第 1 7 第 38号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)
- 第 39号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号)
- 第 40号議案 平成28年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 41号議案 平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)
- 第 42号議案 平成28年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 43号議案 平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 1 8 第 44号議案 平成29年度穴粟市一般会計予算
- 第 45号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 46号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 47号議案 平成29年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 48号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計予算
- 第 49号議案 平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計予算
- 第 50号議案 平成29年度穴粟市下水道事業特別会計予算
- 第 51号議案 平成29年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 52号議案 平成29年度穴粟市水道事業特別会計予算
- 第 53号議案 平成29年度穴粟市病院事業特別会計予算
- 第 54号議案 平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計予算

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番	岸 本 義 明	議 員	2 番	稲 田 常 実	議 員
3 番	林 克 治	議 員	4 番	藤 原 正 憲	議 員
5 番	飯 田 吉 則	議 員	6 番	大 畑 利 明	議 員
7 番	東 豊 俊	議 員	8 番	福 嶋 齊	議 員
9 番	榎 橋 美 恵 子	議 員	1 0 番	西 本 諭	議 員
1 1 番	実 友 勉	議 員	1 2 番	高 山 政 信	議 員
1 3 番	鈴 木 浩 之	議 員	1 4 番	山 下 由 美	議 員
1 5 番	岡 前 治 生	議 員	1 6 番	小 林 健 志	議 員

17番 伊藤 一郎 議員

18番 秋田 裕三 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長	岡崎 悦也 君	書	記	上長 正典 君	
書	記	岸元秀高 君	書	記	清水 圭子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福元 晶三 君	副	市	長	清水 弘和 君												
教	育	長	西岡 章寿 君	会	計	管	理	者	尾崎 一郎 君									
一	宮	市	民	局	長	榎谷 米男 君	波	賀	市	民	局	長	松木 慎二 君					
千	種	市	民	局	長	幸福 定利 君	企	画	総	務	部	長	中村 司 君					
ま	ち	づ	く	り	推	進	部	長	坂根 雅彦 君	市	民	生	活	部	長	小田 保志 君		
健	康	福	祉	部	長	大島 照雄 君	産	業	部	長	中岸 芳和 君							
農	業	委	員	会	事	務	局	長	山石 俊一 君	建	設	部	長	鎌田 知昭 君				
教	育	委	員	会	教	育	部	長	藤原 卓郎 君	総	合	病	院	事	務	部	長	花本 孝 君

(午前9時30分 開会)

議長(秋田裕三君) 第73回宍粟市議会定例会の開会にあたり、議会を代表して一言御挨拶を申し上げます。

今日の宍粟市を取り巻く諸情勢は依然として厳しく、緊急に解決すべき幾多の重要問題があります。

我々は、市政全般にわたり活発な議論を重ねながら、合意形成に努め、宍粟市の市民生活の平和と安定を図るとともに、兵庫、鳥取、岡山県下の近隣自治体の市民の皆様との相互理解と協力を一層深め、播磨全域の繁栄に寄与していかねばなりません。

また、本年は、宍粟市制13年目、国においては参議院創設70周年の記念すべき年に当たります。この際、戦後の旧町議会及び13年目の宍粟市議会の歩みを振り返り、決意を新たにして議会制民主主義の発展に努力を払わねばなりません。

市議会に与えられた重大な使命を心に深く刻み込み、市長はじめ市当局並びに議員各位おのおのの任務に最善を尽くされますように望むところであります。

かかる意味で、本定例会では、平成29年度予算をはじめ市政発展の方向を決める極めて重要な判断が求められます。市民の信託に応え、解決策が見出せるように最善の議論を展開されますことを望み、開会の言葉といたします。

平成29年2月28日、議長、秋田裕三。

市長、挨拶をお願いいたします。

福元市長。

市長(福元晶三君) おはようございます。

本日、第73回宍粟市議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日ごろの御精励に対しまして深く敬意を表する次第であります。

今年は、1月中旬から2月初旬にかけて大変厳しい寒さとなりました。市内北部を中心に大雪が降り、雪かきなどを含め大変な御労苦をなされた皆さんも多かったです。

一方、市の重要な観光資源となる今回の雪につきましても、市内の2カ所のスキー場にとっては恵みの雪となり、たくさんの人に宍粟市にお越しをいただいたのではないかと感じております。

いよいよ明日からは弥生3月、あちらこちらで梅の花もほころび始め、春の足音を感じるころとなりました。

さて、国内では、少子高齢化に対応した社会システムの構築が待ったなしの課題であります。こうした喫緊の課題を克服すべく、政府においては、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策を取りまとめ、その実現に向けた取り組みを強化しておるところであります。その中で、さらに地方創生を進めるとしており、一昨年から昨年にかけて、相次いで地域創生に向けた交付金を創設し、地方の取り組みを促しておるところであります。

宍粟市にあっては、昨年人口がいよいよ4万人を割り込むなど、人口減少対策が急務となる中、第2次総合計画並びに地域創生総合戦略を策定し、定住促進に向け「住む」「働く」「産み育てる」「まちの魅力」、この4点を重点戦略とした上で、課題解決に向けたさまざまな施策を推進してきたところであります。

このような中において、平成29年度は、「森林から創まる地域創生」をさらに加速化させ、昨年11月に策定をしました「地域創生アクションプラン」により人口減対策に重点的かつ戦略的に取り組み、若者の定住、子育て環境の充実、働く場所の確保、さらに生涯現役で活躍できる環境づくり、農業、林業、商業の発展、森林をテーマとした協働のまちづくりなど、地域の活力向上と市民に希望が持てるまちづくりとなるよう、限られた財源の中で期待に応えなくてはならないと考えております。

なお、これらの取り組みを含めた平成29年度の施政方針並びに予算案につきましては、後ほど詳しく御説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

本定例会におきましては、平成28年度補正予算、平成29年度予算、さらに宍粟市農業委員会委員の任命、宍粟市中広瀬多目的広場条例の制定等々54の議案を上程しております。

議員各位には、慎重に御審議を賜り、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） ただいまから、第73回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書

が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計における地方公営企業法第24条第3項の適用についての報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告4、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告5、本日市長から議案54件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（秋田裕三君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

11番、実友 勉議員、12番、高山政信議員、以上、両議員にお願いをします。

日程第2 会期の決定

議長（秋田裕三君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月27日までの28日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月27日までの28日間に決定しました。

日程第3 第1号議案～第19号議案

議長（秋田裕三君） 日程第3、第1号議案、農業委員会委員の任命についてから、第19号議案、宍粟市農業委員の任命についてまでの19議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第1号議案から第19号議案までの宍粟市農業委員会委員の任命につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、現行の農業委員の公選制が廃止され、新たに議会の同意を得た上で市長が任命することとなったため、同法第

8条第1項及び宍粟市農業委員会委員等定数条例の規定に基づき、19名の宍粟市農業委員会委員を任命しようとするものであります。

19名のお名前、敬称を略して御提案申し上げますが、大杉史郎、宮藤和夫、谷口隆博、長谷川賢一、中村秀幸、田中一成、岸本榮造、福井 茂、藪川昌勝、横枕五郎、長田賢市、西村昌三、清水隆司、森本弘昭、前田高春、村上廣恭、藤木悦子、尾崎純子、船引英示、以上19名の方々であります。

今回、同意を求める各委員につきましては、各地区の農会長会等からの推薦のあった方について、宍粟市農業委員候補者選考委員会において、その適性について審議し、適任と判断いただいた方となっており、また、委員の過半数を超える12名については、同法第8条第5項及び同法施行規則第2条第1項に規定する認定農業者または認定農業者に準じる者となっておりますところであります。

内容御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。
議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第1号議案から第19号議案までの19議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

続いて、採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第1号議案を採決します。

第1号議案を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第1号議案は、同意することに決しました。

続いて、第2号議案を採決します。

第2号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第2号議案は、同意することに決しました。

続いて、第3号議案を採決します。

第3号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第3号議案は、同意することに決しました。

続いて、第4号議案を採決します。

第4号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第4号議案は、同意することに決しました。

続いて、第5号議案を採決いたします。

第5号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第5号議案は、同意することに決しました。

続いて、第6号議案を採決いたします。

第6号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第6号議案は、同意することに決しました。

続いて、第7号議案を採決いたします。

第7号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第7号議案は、同意することに決しました。

続いて、第8号議案を採決いたします。

第8号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第8号議案は、同意することに決しました。

続いて、第9号議案を採決いたします。

第9号議案を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第9号議案は、同意することに決しました。

続いて、第10号議案を採決します。

第10号議案を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第10号議案は、同意することに決しました。

続いて、第11号議案を採決いたします。

第11号議案を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第11号議案は、同意することに決しました。

続いて、第12号議案を採決いたします。

第12号議案を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第12号議案は、同意することに決しました。

続いて、第13号議案を採決いたします。

第13号議案を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第13号議案は、同意することに決しました。

続いて、第14号議案を採決いたします。

第14号議案を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第14号議案は、同意することに決しました。

続いて、第15号議案を採決いたします。

第15号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第15号議案は、同意することに決しました。

続いて、第16号議案を採決いたします。

第16号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第16号議案は、同意することに決しました。

続いて、第17号議案を採決いたします。

第17号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第17号議案は、同意することに決しました。

続いて、第18号議案を採決いたします。

第18号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第18号議案は、同意することに決しました。

続いて、第19号議案を採決いたします。

第19号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第19号議案は、同意することに決しました。

日程第4 第20号議案

議長(秋田裕三君) 日程第4、第20号議案、宍粟市中広瀬多目的広場条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第20号議案の宍粟市中広瀬多目的広場条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

中広瀬多目的広場につきましては、県有地を取得し、イベント時の臨時駐車場としての利用も含め、多目的に利用いただく広場として、整備を行っております。

完成予定は3月末であります。整備後の供用開始にあたり、広場の管理及び利用に関する必要な事項について、定めるものであります。

諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第20号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第5 第21号議案

議長（秋田裕三君） 日程第5、第21号議案、宍粟市健康づくり推進協議会条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第21号議案、宍粟市健康づくり推進協議会条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現行の宍粟市健康増進計画及び宍粟市食育推進計画が、平成30年度をもって計画期間が満了します。これまで、両計画は別々に策定をしておりましたが、次期計画につきましては、相互に関連性が深いことから、健康づくりと食育をより効果的に推進するため、今回提案する宍粟市健康づくり推進協議会において、両計画を一体的に策定する考えであります。

なお、本協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置するものであり、条例の内容としましては、本協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を規定するとともに、条例の附則において、宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、本協議会の委員の報酬につきましても、必要な改正を行おうとするものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第21号議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第6 第22号議案

議長(秋田裕三君) 日程第6、第22号議案、宍粟市個人情報保護条例及び宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第22号議案、宍粟市個人情報保護条例及び宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、文言の整理、条ずれの対応等を行うものです。

また、宍粟市就学援助規則の改正に伴い、就学援助に関する事務において、新たに、児童扶養手当関係情報の庁内連携が行えるよう所要の改正を行うものです。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第22号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第7 第23号議案～第26号議案

議長(秋田裕三君) 日程第7、第23号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてから、第26号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題と

いたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、第23号議案から第26号議案まで、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第23号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。

本議案につきましては、昨年12月の第72回定例会におきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に準じ、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するための改正について可決いただいたところでありますが、平成29年4月1日施行の児童福祉法の一部改正により、新たに「養子縁組里親」が定義づけされることに伴い、所要の改正を行うものであります。

続いて、第24号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、改正内容としましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に準じ、近年の家族形態の変化に柔軟に対応できるよう、育児休業の対象となる子について、これまでの「実子及び養子」に加え、職員が特別養子縁組を希望し養育里親としての委託を受けて現に監護する子など、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も対象とすることができるよう改正を行うほか、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等について、所要の改正を行うものであります。

続いて、第25号議案、宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例につきましてであります。人事院規則が改正されたことを受け、当市におきましても、国と同様の措置が講ずることができるよう必要な規定を整備するものであります。

改正内容としては、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるものであります。

最後に、第26号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、昨年12月の第72回定例会におきまして、国家公務員の給与改定に準じ、配偶者及び子に係る扶養手当の額の改定に係る一部改正について、可決をいただいたところでありますが、国家公務員の給与改定については、行政職9級以上の職員及びこれに相当するものとして人事院規則で定める職員に対

しては、子に係るものを除き、扶養手当を支給しないこととされております。

また、このたび、人事院規則の一部改正により医療職４級以上の職員については、行政職給料表の９級以上の職員に相当する職員であるとの定義がなされました。

これらのことを受け、当市において、医療職４級以上の職員に対して、国家公務員に準じた扶養手当の支給制度とするため、所要の改正を行うとともに、平成32年3月31日までの間は、扶養手当の減額の影響を緩和する観点から、段階的に実施することとされているため、附則の中で扶養手当に関する特例部分について、必要な改正を行うものであります。

以上、それぞれの議案であります。諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第23号議案から第26号議案までの4議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第8 第27号議案

議長（秋田裕三君） 日程第8、第27号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第27号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

総合市民協働センター機能の整備により、平成29年10月1日から、人権推進課が宍粟防災センターに移動する予定であることに伴い、人権推進課内に設置の宍粟市消費生活センターの位置につきまして、宍粟市役所北庁舎、宍粟市山崎町今宿5番地15から、宍粟防災センター、宍粟市山崎町鹿沢65番地3に改正するものであります。

諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。先ほど市長の説明があったんですけれども、なぜ今回場所を変えなければならないのかということについて、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

それと、もう1点は、今まで北庁舎をつくるということも含めて、宍粟市ではワンストップサービスということを繰り返し強調されてきて、とにかく市庁舎に来れば、一つの用事が全て終わるんですよというふうなことで位置づけられておったと思います。そういう意味で生活消費センターについても、北庁舎の人権推進課の中にあつたというふうなことになるわけでありましてけれども、そういうことからいうと今回また防災センターに移動するというになると、これまでのワンストップサービスという精神からいっても、利用する側からいってもすごく不便になるわけですね。ですから、今まで言われておつたことと、私はちょっと方向が違うんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたり、なぜ、わざわざ防災センターに移さなければならないのか、その必要性が私はよくわからないのでお聞きいたします。議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） それでは、お答えをします。なぜ場所移動なのかということと、ワンストップサービスの件の御質問でございます。

まず、今回、先ほど市長のほうの提案説明でもありましたように、防災センターに総合市民協働センター的な機能を持たせていきたいということで、この議論をスタートさせております。特に、人権文化を基盤としたまちづくり、あるいは女性や若者が気軽に集い、交流や活動ができる拠点、さらには消費相談などの拠点というふうなところでの位置づけを明確にしていきながら、防災センター機能をさらに拡充をしていきたいというところから始まっております。

北庁舎に現状ございます部分では、御指摘のとおり、行政の他部局との連携というふうな面につきましては一定の成果があるのかなあというふうに思いますが、集える場という部分で考えていきますと、会議室あるいは相談室というところでは手狭であったり不足をしているという状況、さらには自由に集えるという環境がなかなか整えられないというようなところも含めて、その機能を持たせる施設としてはどの施設が一番この近隣ではいいのかという検討の中で、最終的には防災センターをその機能を持たせる中心的な施設というところで位置づけていきたいというこ

るの結論に至っております。

防災センターというところにつきましては、御存じのとおり、集客施設に非常に近いというところ、それぞれ市民の皆さんが集いやすい環境にあるというところの認識を持っております。今後、人権推進ということを基調にしながら、男女共同参画あるいは女性団体の育成、若者の活躍あるいは意見をさらに聴取したまちづくりを進めていきたいという方向性の中で防災センターの中身を一度見直しながら、その機能に充実をさせていくというところでの結論に至ったわけであります。

御指摘のありましたワンストップサービス、このことにつきましては、先ほども申しましたように、北庁舎でありますと、行政の他部局も近いというところで一定の優位性はあるわけですが、この防災センターに移っていった後のワンストップサービスという面につきましては、特に相談者の意図されることを十分に職員が酌み上げていきながら、真摯に対応していく、さらには職員の移動が必要だというふうに判断される場合については、本庁と防災センター間で職員の移動もしていきながら、対応していくというところで可能な限り相談者の皆さんに迷惑かけないようなサービスを提供していきたいというふうに考えております。

ちなみに、消費者相談の関係でここ2年の実績では、他部局との連携が必要だというのが年間1件ないし2件という程度の件数になっておりますので、そのあたりについては対応できるのかなと、そんなふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。総合市民センター的な機能を防災センターに持たせたいというふうな方向のもとでされるのは、それはそれでいいのかと思いますが、ただ、消費生活センターという部分の本来の役割ということを考えてみますと、いろんな諸行事をすることによって、消費者のいろんな講演会をすとか、そういう場合については、防災センターを使われるとかということは当然あり得ることであって、問題なのは今、年に1、2回と言われましたけれども、やっぱり消費生活相談にあると思うんですよね、ここを置いた一番の大きな目的は。ですから、他部局との連携が少ないからではなしに、他部局との連携が1件とか2件しかないという現実がまだ消費生活センターそのものへの相談という件数が少ないのであって、本来は消費生活相談というのは、今いろいろなインターネットの通信販売とか、テレビでの通信販売とか、そういうふうなことで大変多くのお年寄りが困っておられるという現実もあります。そういうことから考えましても、やっぱり今までどおり北庁舎の中で相談を受けて、場合によっては警察がすぐ隣であるわけですから、振

り込め詐欺とか、そういうふうな事件性のある場合については、すぐ警察にも相談できる、警察からのアドバイスも得られる、一番好立地にあるのを、わざわざ遠のけて行って、場合によっては職員がそこに駆けつければいいじゃないかというふうなことであれば、もともと分庁方式でもよかったわけですから、この庁舎をそもそも建てるときに言われたのが、ワンストップサービスであり、そこへ行ったら全て終わることができる、北庁舎をつくられるときもワンストップサービスということ強く言われたのはあなた方なんですから、それをまた分散していくという考え方はそもそも間違ってますか。職員が移動するんであれば、こんな大きな庁舎は要らなかったんでしょう。分庁方式でもよかったわけじゃないですか。そんな一番大もとのところから、また崩していこうとされておる。そんな方針が二転三転するというのはおかしいんじゃないですか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 防災センターのところを選択をしたという部分で、今いろいろ御意見をいただきました。防災センターというのは、先ほども申しましたように、集客施設からも近い、あるいはバスの終点からの利便性も高いということで、市民の皆さんがより相談にお越しいただく立地条件としてはいいのかなという判断をして、防災センターのほうに移動しても、その消費者相談の内容的に相談がしにくくなる、そういうふうな判断はしておりません。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。何かね、そこをよろしく答弁されたら困ると思うんですよ。今の論法でいくと、そしたら、この庁舎は利便性が悪いということですよ、裏返せば。防災センターはバス停の終点から近いし、利便性がいいというのであれば、この本庁舎は利便性が悪いところにつくったということをおあなた方が認めているということになるじゃないですか。ですから、先ほども言いましたように、消費生活センターというのは、あくまで相談に訪れるのが大きな目的の場所ですから、ですから、年に1回とか2回とかしか他部局との連携がなかったとか、そういうことじゃないんですよ。市民の方は市役所に用事があるついでに、ああ、こんなこともあったから、ついでに相談したいなとかいうふうなことで見えるケースもあるわけですよ。ですから、他部局との連携云々よりも、市役所に一つの用事をしたときに、ついでに相談できるとか、今こんなことで困っているんだけど、どうなんだろうとかいうふうな気軽に相談できる、そういう環境を維持していくことが大事であって、何か市の勝手な解釈で防災センターに移しましょうというのは、私

は今まで市がとってこられた方針とは全く相反する方向にあるとしか思えないんですけれども、そんな利便性がないようなところに庁舎を建てたということを認められるんですか。それはおかしいでしょう。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 本庁舎あるいは北庁舎が利便性が悪いということでお答えしたつもりはございません。今の北庁舎で相談を受ける環境、それと新たに防災センターに移していこうというところでの環境、その比較の中で、より集客施設に近いでありますとか、あるいは会議室とか相談室の環境、そういったものを総合的に判断をした結果というところで御理解をいただければというふうに思っております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 委員会をお願いしておきたいのは、消費生活相談というのは今伸びておるはずなんですよね。ですから、消費生活相談が今現状どういうふうにあって、本当にどのような年齢層、お年寄りなりが来られておってとか、そういうことも含めて担当部長が言われるように、本当に防災センターに移さなければならないのかどうか。そのあたりしっかり資料も出していただいて、委員会で説明をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 件数も含めて資料として提出をしたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第27号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第9 第28号議案～第29号議案

議長（秋田裕三君） 日程第9、第28号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正についてから、第29号議案、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第28号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について御説明を申し上げます。

老人医療費助成事業につきましては、兵庫県の補助を受け実施をしておりますが、

このたび県の行財政構造改革における行革プランにより、老人医療費助成事業から高齢期移行者助成事業へ移行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、対象となる高齢者の支給要件を見直すほか、制度移行による文言の改正を行っております。

続いて、第29号議案、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。

母子家庭等医療費助成事業は、兵庫県の補助を受け実施をしておりますが、市の単独事業として、母子家庭及び父子家庭の児童並びに遺児への医療費支給に係る父母等の所得要件を緩和し、制度を拡充しようとするものであります。

全国的にひとり親家庭の生活困窮の実態が浮き彫りとなっている中、経済的負担の一部である医療費を軽減し、必要な医療を受けやすくすることにより、母子家庭及び父子家庭の福祉の向上と心身の健康増進を図るものであります。

両議案につきまして、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。
議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 第28号議案だけについてお聞きするんですけども、この福祉医療というのは県の随伴補助というふうなことで、あまり市としては積極的じゃないのかなと思うんですけども、県がこの間も改悪が何度かありましたけれども、そのたびごとに県の制度に合わすという姿勢が貫かれております。

それで、今回も改善ではなしに、改悪に繋がる内容ではあるかと思うんですけども、高齢者の方にとっては大変大事な制度でありますので、お聞きしたいんですけども、まず、今回新たに高齢期移行者というふうなあれで区分1、区分2というふうに分かれます。それで、区分1、区分2というのはそれぞれ何名ぐらいが対象になれるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それで、二つ目ですけども、今回対象者を削減するためであろうかとは思いますが、要介護の認定状況が基準に持ち込まれております。それで要介護2以上が対象というふうなことになるようでありましてけれども、具体的に要支援とか要介護1の人などは、この福祉医療から完全に外されてしまうというふうなことになるのかどうかですね。それで具体的に外れる人数というのはどの程度見込まれるの

かお聞きしたいと思います。

それと、先ほども言いましたように、県の随伴補助というふうな制度やというふうな解釈で、市単独としては乳幼児医療なんかについては、県の補助を超えて中学生まで無料にするとかいうふうなことで、頑張っておられるところは評価いたします。でも、こういう老人医療の福祉医療については、やっぱり県がマイナスの提案をしたときには、それに合わせるというふうなことをされておりますけれども、医療費が1割違ってくることによって、家計に与える影響、特に高齢者ですから、年金生活されております。そういう意味で生活に与える影響というのは大変大きいわけですね。そういうことで、今まで1割、2割で済んでいたものを3割支払わなければならないということは大変大きな負担になってくるわけですから、もしそういうふうに対象から外れる人があるということであれば、子どもの医療費と同じように市単独でも可能であるわけですから、そういうふうな方向性も持つべきじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

以上、3点お聞きいたします。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） それでは、私のほうからお答えのほうをさせていただきます。

まず1点目の条例改正により対象者の人数は、区分ごとにどうなのかということにつきましては、平成28年12月末と平成29年12月末の比較で申し上げますと、低所得1の該当者は138人から115人になります。低所得2の該当者は122人から102人になります。新たな区分であります区分1は27人、区分2は2人と見込んでおりました、合計しますと平成28年12月末の260人から246人と10人強の減少となる見込みでございます。

続きまして、2点目でございますが、要介護2以上が対象要件となぜなっているのか。また、要支援、要介護1はどうなるのかという御質問でございますが、兵庫県では、健康な状態で生存できるか、いわゆる健康寿命を算定する際に要介護2を基準として用いております。後期移行助成事業につきましても同様にそのことを適用したものでございます。

要支援、要介護1につきましても、両医療費助成の対象とはされず、県の補助要綱に基づき要支援、要介護1認定者につきましては、対象外とすることにしたものでございます。

3点目でございますが、現状より対象者が減るとすれば、市単独事業として対応

すべきではないかという御質問でございますが、高齢者を取り巻く環境の変化によりまして、今日では一般的に65歳から69歳までの方々が老人とは言いがたいような状況になってきております。そのことから、老人医療費の助成制度が今回見直されることになりました。新たに設けられる予定の高齢期移行助成事業につきましては、その年代の方でも医療が必要な方がおられますので、その方に限って助成をしようとするものでございまして、老人医療を継続する形態で市の単独事業を設ける予定は今のところございません。どうぞ御理解をお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 今の説明で再度確認したいんですけども、今回要介護2以上が対象になるという、介護度のそういう要件が入ったことによって、最初に答弁された260人が246人になって、14人ですか、対象者が減るといふふうに解釈したらいいわけですか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） そうではありませんで、年代の移行をしますんで、単純に14の方が対象から外れるというわけではございません。対象の65歳の方が1年経過しますんで、新たに65歳になられる方はこの新たな制度に入られますけども、66歳以上の方については、経過措置でそのまま旧のやり方でいきますので、単純に14の方が対象から外れるというわけではございません。

ちなみに、65歳から69歳全体で見ますと、非該当者、平成28年12月現在で3,406人の方がおられます。その方々が平成29年12月では3,325人ということで、総体的に65歳から69歳で占める年代層の方が徐々に減ってきているというような状況でございます。その中の14人の減ということでございます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 経過措置があるということで、その内容が余計わかりにくいということになるんですけども、例えば新たに今度65歳になられる方が今回の改正がなかったら、受けられておるのに受けられなくなる人というのは、何人おられるんですか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 申しわけありませんけども、手元の資料ではその数値というのは押さえ切れてございません。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。そやさかいね、これも委員会をお願いしたいん

ですけれども、やっぱり具体的にどう影響が出てくるか。医療費の1割負担の大きさというのはほんまに大変なんです。しかも、福祉医療というのは低所得者を対象にされているわけですから、ただでさえ所得が少ない方の対象を絞っていくというふうな内容なんです。そのあたりの実態をしっかりとやっぱり説明をしていただく必要があると思いますので、しっかり調査していただいて、そういう資料も出していただいて、具体的にどうなるか示していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） はい、委員会のほうに資料を出します。口頭で言っても、なかなかわかりづらい部分がございますので、資料のほうを作成して委員会で審議していただくというふうに考えます。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第28号議案から第29号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第10 第30号議案

議長（秋田裕三君） 日程第10、第30号議案、宍粟市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第30号議案、宍粟市税条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、また、デフレから脱却し経済の好循環をより確実なものにするため、消費税率の10%への引き上げ時期が、平成31年10月1日に変更されたことにより、関連する税制上の措置等についても所要の見直しが行われ、地方税法等の一部が改正されたことに伴うものであります。昨年9月の第71回定例会で議決をいただいた第77号議案、宍粟市税条例等の一部を改正する条例の規定に関しての一部改正が中心となります。

主な改正内容は2点であります。まず1点目は、法人市民税における法人税割の税率引き下げの時期、軽自動車税における環境性能割の創設に係る導入の時期及び現行の軽自動車税の種別割への変更の時期を、それぞれ消費税率の引き上げ時期に合わせる改正を行っております。

2点目でございますが、個人市民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長すること、また、平成28年度中に取得された軽自動車につきまして、引き続き、軽自動車税のグリーン化特例の適用が受けられるよう、現行の措置を1年間延長することとしております。

それ以外につきましては、地方税法及び特定非営利活動促進法の改正等に伴う文言の整理を行っております。

以上、概要を御説明申し上げましたが、本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに基づくものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第30号議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第11 第31号議案

議長（秋田裕三君） 日程第11、第31号議案、宍粟市立学校給食センター条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第31号議案、宍粟市立学校給食センター条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、千種中学校区において実施しております園小中高一貫教育を推進する施策の一つとして、本年4月より、兵庫県立千種高等学校へ学校給食を提供することとし整備を進めておりますが、これに伴い、給食対象校として、同校を加えようとするものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

なお、質疑につきましては3回原則を守ってください。

なお、当局におきましては、簡潔に答弁されますようよろしくお願いいたします。

それでは、15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） まず、今回千種高校に給食を提供されるというふうなことについては、いいことだと思うんですけど、ただ今回、学校給食センター条例の中に千種高校を入れるというふうなことが果たしていいのだろうかということをお聞きしたいんですけども、この学校給食センター条例は、学校教育法に基づいて設置されている条例であります。そういうことからいいますと、あくまで義務教育である児童生徒を対象としておるということになりますので、何か法の趣旨と合っているのかなということをお聞きいたします。

そういう点でもう一つお聞きしたいのは、もう認定こども園になりましたけれども、今回、千種高校を入れるのであれば、千種幼稚園に給食が提供されておりましたけれども、その条例の根拠はどうであったのかなというふうな思いが出ております。それについてお聞きいたします。

それと、もう一つは、あくまで公立高校でありますから、費用は全て県費で給食費以外は賄われなければならないと思うんですけども、そのような費用負担はどういうふうになっておるのか、お聞きいたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、高校を規定することは法の趣旨に逸脱しないかということなんですが、学校給食は学校給食法によりまして、児童生徒の心身の健全な発達に資するため、義務教育諸学校に提供するものとされております。普通高校に提供ということは想定されておりませんが、今回の高校への給食の提供につきまして、県教委体育保健課が文部科学省に問い合わせますと、あくまでも学校給食に影響がないという前提でなら、高校への給食の提供もできるという確認はとっております。

以前の千種幼稚園の給食はどうだったかということになりますが、先ほど申しましたように、小中学校への給食の影響がないという前提のもと、また、幼稚園につきましては、昭和36年文部省の通達におきまして、幼稚園における給食の実施については、学校給食に準じて実施するものとなっておりますという通達があります。したがって、条例では明記しておりませんでした。千種学校給食センターの開設に当たりまして、幼稚園のほうの給食も提供したという経過があります。

3番目の高校への費用は県費で賄うべきではないかという御質問に対しまして、千種高校への給食提供に係る負担につきましては、調理から配食までは宍粟市、受け入れに係る環境整備については県が行うことで準備を進めているところであります。基本的なスタンスとしましては、先ほど申しましたように小中学校の給食に影響が出ないということが前提、つまり現状の調理の延長で提供していくということになるわけで、調理室の増加ということに関しては、今の調理方法で対応できるということで、市の経費は変わらないと考えております。したがって、提供に係ります費用の負担を県に求めることは今のところないと考えております。

しかしながら、光熱水費、また配達にかかわる経費が若干増えることがありますが、これは食材費と合わせて給食費に含めたいと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 高校の給食で私一番思い出したのは、夜間学校に対する給食、これを調べてみたら、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律というのがちゃんとつくってあるんですね。ですから、そういうことから鑑みても、私は学校給食センター条例の中にうたうということではなしに、新たに条例をつくって、宍粟市として千種高等学校に学校給食を提供しますよというふうなのが本来の筋じゃないかなと思うんですね。

先ほど部長は、幼稚園はほなどうだったのかなということに対して、そんな通達が出ているからというふうなことを言われましたけども、通達が出ているのであれば、なぜ千種町域だけ合併から10年もたつのに給食が出されて、ほかの幼稚園に対しては一切そのような対応が行われなかったのか。同じ宍粟市として公平性に欠けるというふうなことも以前指摘したことがあると思うんですけども、そういう趣旨からいってもおかしいし、その通達が根拠になっていますという言い方も私はちょっと無理があるんじゃないかなと思うんですね。

ですから、そのあたりのところをやはり今回わざわざこういうふうな条例改正が出てくるということは、本来は千種幼稚園についても特別に義務教育ではないけども、提供しなければならぬというふうに条例にうたわなければならなかったのが抜けておったんじゃないかなというふうな印象を持たざるを得ないんですけど、いかがでしょうか。

それと、給食費は児童生徒よりも高いというふうな報告を受けておりますが、具体的に、それでは先ほど少し光熱費等の負担が増えるだろうというふうなことを言

われましたけれども、その部分というのはその給食費全体からいったら、どの程度賄われるのか。どの程度の試算をされているのか。やっぱりあくまでサービスとして給食を提供するのはいいと思うんですけども、あくまで税金を使うことでありますから、やっぱりきちっと県費と市費の縦分けというのはきちっと行った上で、市の負担にならないというのであれば、そこまできちっとしなければならぬと思うんですね。そのあたり、もし資料がつかれるのであれば、きちっとしていただきたいですし、実際にその千種高校の生徒がどの程度学校給食を利用されようとしているのか、それともあくまで希望者だけなのか、全体なのかということについて、もしわかりましたらお示し願いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） まず、最初に千種幼稚園の条例の件につきましてお答えしたいと思います。

確かに千種幼稚園に提供しておる段階では、条例には明記してないということは少し不十分であったかなという認識はあります。

また、なぜ千種幼稚園だけかということは、以前にも議論になったかもしれませんが、千種北幼稚園が給食を提供していたということから、千種幼稚園にもそれが継承されたという経過があったと聞いております。

また、高校の給食に係る上乘せと申しますか、その根拠と申しますか、ことにつきましては、今のところ、食材費の10%程度はそういう光熱水費にかかるんじゃないかということで、中学生の給食費を基準にしまして上乘せしております。

また、千種高校の高校生の給食の利用なんですけど、これはあくまでも食育にかかわるということで提供するということが前提としております。したがって、生徒は全て食べていただくということを、これは高校のほうと協議調整しております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） それで、要は私が心配するのは給食費が県費と市費というふうなところのきちとした線引きですね、案分割合によってできるのかどうかというところなんです。ですから、給食センターそのものは大量に調理されるわけですから、そこに何人分か増えても作業内容も含めて大きくは変わらないのかもしれませんが、でも、職員の作業負担が、この前も言いましたけれども、職員一人当たりのつくられる食数がやっぱり千種が一番少ないというふうなことで、一番異物混入も少ないというふうなことになっておりましたから、そういうことから

いっても、職員のある意味労働密度というのは、食数が増えることによって増えるんじゃないかなという心配もありますし、そのあたりを全く経費がかからないというふうなことで済ませていいのかどうかということも私は思います。ですから、そのことも含めてきちっとしたものが出るのかどうかですね。

それと、あわせて給食ということに対して、全国を高校を検索なんかしてみますと、高校で学校給食を出しているというところは本当に少ない。これについて千種高校の保護者の方はどのような判断をされておられるのか。給食費ですから、通常お弁当をつくったほうが安いと思われる方もあるでしょうし、そのあたりの保護者の声というのはしっかり踏まえた上で今回の提案になっているのかどうか、その点もあわせてお聞きしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） まず、食数が増えることについての職員の負担にならないかということなんですが、確かに千種の給食センターについては、かつては450食ほど提供しておったんですが、その能力を給食センター自体は持っているということで、今の状況でも対応できるのではないかと考えておりますが、4月以降提供する中で、いろいろと検証しながら進めていきたいと考えております。

また、保護者の判断といいますか、どう考えておられるかということなんですが、これは千種高校のPTAのほうが二度ほどアンケートをとられております。中にはお弁当を持たせていきたいという保護者の方もおられましたが、やはり千種給食センターのつくるおいしい温かい給食を食べさせたいという声が圧倒的に多かったということで、高校のほうからの要望もあったということで、それに応えていきたいと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

先ほど岡前議員から部分削除の発言がありました。これを認めます。

ただいま議題となっております第31号議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

ここで休憩をとります。

午前11時まで休憩といたします。

暫時休憩。

午前10時40分休憩

午前 11 時 00 分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 12 第 32 号議案

議長（秋田裕三君） 日程第 12、第 32 号議案、宍粟市在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第 32 号議案、宍粟市在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案内容につきましては、さつき作業訓練所の施設管理者の確保が困難な状況となり、事業廃止されることに伴い、宍粟市在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例を廃止するものであります。

なお、今後につきましては、利用者のサービス低下を招かないよう、隣接する社会福祉法人宍粟福祉会さつき園が就労継続支援 B 型事業所として事業継承することとなっております。

諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15 番、岡前治生議員。

15 番（岡前治生君） 15 番です。この施設については、合併前の町立のさつき園、その後合併しましたから市立、公立のさつき園として運営されておったものを民営化するというふうなことで、新しい施設をつくって、さつき園は民営化されて、今現状運営されております。

それで、そのときに、この作業所も一緒にというふうな話もあったように記憶しております。でも、そのときは、親の会が引き続き運営するんだというふうなことでされておったと思うんですけども、なぜ急に、この間、委員会でもこういうふうな動きがあるというふうなことは報告があったのかもしれないけれども、私と記憶していないんですけども、なぜ急にこういうふうな提案になったのか、その経緯を時系列的に、また資料ばかりお願いして申しわけないですけども、まとめることができれば、説明をしてもらいたいと思います。

それと、もう一つは、さつき作業所についてもかなり施設は老朽化しておって、

さつき園を建てるときについても、先ほども言いましたように、一緒にしたらとかいうふうな話も出ておったかと思うんですけども、そういう点で今回、法人のほうで運営するに当たって、施設の改修というふうなことを市でやろうとされているのか、それとも現状のまま、まだ使おうということなのか、そのあたりのところが具体的にどうなるのか、お聞かせください。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 廃止の経緯について、お答えいたします。

まず、廃止を決定するまでの時系列の動きについてですけれども、市のほうが把握しましたのは今年の7月、NPO法人宍粟市手をつなぐ育成会の正副会長がお見えになりまして、平成28年度末をもって、さつき作業訓練所を閉鎖したいという申し出がありました。

法人内の詳しいいきさつにつきましては報告を受けておりません。ただ、数年前から管理者の方を探しているということで、現在の管理者の方が退職を希望されていたということで、知人とか施設の内部の方の指導員さんの昇格ですとか、そういったことも検討されていたようですけれども、いよいよ後継者が見つからないということで、それと、もう一つは利用者の確保がなかなか難しいと、このままでは先細りだというようなこともありまして閉鎖を決定されたということでした。

手をつなぐ育成会としましても、現在の作業訓練所の利用者の方の不利益とならないように、隣接のさつき園での受け入れについて打診をされておりまして、さつき園を運営されております社会福祉法人宍粟福祉会においても、それを受け取られまして、理事会でも受け入れについて了承をされているような状況です。

その後につきましては、現在に至るまで利用者への説明やら、法人財産の清算とか、そういった手続を進められている状況です。

また、利用者の方をいきなりさつき園の新しい施設でさつき園の通所者と一緒というわけにはまいりませんので、障がい者の障がいの特性などから、そういった急激な変化が起こりますと、混乱を招かれる方もあると思いますので、現在の作業所を使用しながら、徐々に交流を交えながら受け入れてもらいたいとの育成会の思いもありまして、社会福祉法人宍粟福祉会においてもその方向で今準備を進めてもらっています。

廃止に伴いまして、社会福祉法人宍粟福祉会が運営するため、施設整備は行われるかとの質問ですけれども、現在の施設をそのまま利用していただくということで、施設整備については考えておりません。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） およそのことはわかったんですけども、管理者の確保ができなかったということと、もう一つは、利用者の減少というふうなことも言われました。それで、条例上はもともと大きな施設でないの、概ね10人とするというふうなことで記載がされておりますけれども、この間利用者の推移というのはどういうふうに変化していったら、現状はどうなのか。そういうことで事業として採算が合わないから管理者のなり手もないのか、そのあたりのところももう少し詳しく聞かせていただきたいのと、それともう一つは、先ほど言われたように、急激な環境の変化というのは大変ストレスにもなることでもありますから、今の施設を使いつつ徐々にというふうな方向性は正しいと思うんですけども、その将来的にはさつき園の例えば定数を増やして、一つの施設として運営をされるのか、それとも言われたように、障がいの状態によってそれぞれ指導の方法とか、生活の仕方とかが違いますから、将来的にはさつき作業所を建て直して新たな施設として使っていくというふうなことを市として考えておられるのか、今現状では建て替えは考えていないということでもありますけれども、今から3年ないし5年したら、それぞれ利用者の方もなれてこられるのかなと思いますけれども、そのあたりのところで市として、さつき園と同じように対応されるのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 利用者の推移につきましては、今手元に資料がございませんので、また後ほど提出したいと思います。

それと、さつき園の後の運営のほうですけれども、今のところだと、一応さつき園の今の利用者の方と同じような形で定数を増やしてという方向で進んでおります。別の施設をつくってまでというようなことは考えておりません。

もともとさつき園のできた当初、さつき園に入所できない方をその作業所のほうでということだったので、もともとは一緒にやりたかったという思いもありますので、そのほうがよいかと思います。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第32号議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第13 第33号議案～第34号議案

議長（秋田裕三君） 日程第13、第33号議案、宍粟市過疎過疎地域自立促進計画の

変更についてから、第34号議案、辺地に係る総合整備計画の変更についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第33号議案、第34号議案、続けて提案理由の御説明を申し上げます。

まず、第33号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきましてであります。平成27年12月に策定した宍粟市過疎地域自立促進計画において計上しました過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を追加変更し、有利な過疎債を財源として、過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更の内容としましては、「産業の振興」に関する事業として、音水湖カヌー競技場を整備し、各種の競技大会の誘致等を行い交流人口の増加を図り、地域産業の振興や地域の活性化に取り組みます。

次に、「交通体系の整備」に関する事業として、皆木線の舗装改良工事については、利用車両の安全を確保し、また、緊急時の迂回路として整備することで、安心できる生活空間の形成を図ります。また、市道除雪については、ハード事業からソフト事業へと事業区分の組み替えを行います。

次に、「生活環境の整備」に関する事業として、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメント計画を策定し、持続可能な下水道サービスの提供に努めてまいります。

次に、「高齢者の保健及び福祉」に関する事業として、住みなれた地域で高齢者が自立して過ごせるよう、リハビリ機器を整備し、機能訓練の充実を図ります。

次に、「医療の確保」に関する事業として、社会情勢の変化に鑑み、平成29年3月末をもって廃止する鷹巣診療所の施設の解体を行います。

最後に、「集落の整備」に関する事業として、自治会の活動を推進することで健康で活力に満ちたコミュニティ活動のさらなる醸成を図り、特に子どもや高齢者等の弱者にとって、より使いやすい施設へと改修するために、地域が整備する大規模改築等に支援を行うことで、地域力の向上を図ります。

いずれの事業も、過疎地域の発展と地域力の向上に繋がる事業でありますので、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

第34号議案、辺地に係る総合整備計画の変更につきましてであります。平成25年3月に策定した山崎町中野辺地、上ノ下辺地、上ノ上辺地区域に及ぶ市道中野上ノ線道路改良整備事業の辺地に係る総合整備計画を一部変更し、有利な辺地債を財源として、辺地区域の計画的な整備を促進するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更内容につきましては、一部道路線形を山側に変更したことによる掘削の増加と、それに伴う切り土法面の保護及び落石防護対策工事の追加、さらに災害対策として水路の改良及び新設工事を追加したことにより、全体事業費が増加するものであります。

本路線の道路改良につきましては、地域住民の生活環境の向上を図り、さらに災害時の迂回路として整備することにより、辺地区域の安全・安心な暮らしと災害に強いまちづくりを推進し、また、地域の発展に繋がる事業であります。

それぞれ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第33号議案から第34号議案までの2議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第14 第35号議案

議長（秋田裕三君） 日程第14、第35号議案、相互救済事業の委託についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第35号議案、相互救済事業の委託につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

相互救済事業につきましては、現在、一般財団法人全国自治協会に委託しておりますが、合併により市となった加入自治体に対する分担金の見直しが行われ、次の更新における分担金が大幅に増額されることから、今後の委託先を公益社団法人

全国市有物件災害共済会に変更したいため、地方自治法第263条の2第1項の規定による議会の議決を求めるものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終了します。

ただいま議題となっております第35号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第15 第36号議案

議長（秋田裕三君） 日程第15、第36号議案、市有財産の処分についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第36号議案、市有財産の処分につきまして、御説明を申し上げます。

建設中でありました自治会の集会施設が、このたび完成の運びとなり、また、当該自治会が「認可地縁団体」として法人格を取得されたことから、集会施設の敷地である市が所有する土地を、今後の円滑な維持管理のため無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第36号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第16 第37号議案

議長（秋田裕三君） 日程第16、第37号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第37号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

農業共済事業に係る事務費の賦課につきましては、宍粟市農業共済条例第5条第1項の規定により、兵庫県農業共済組合連合会からの賦課金を含めた、市が農業共済事業を行うため必要とする事務費の予定額から、国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た金額を共済加入農家に対し賦課することとなります。

今回提案しております平成29年度当初予算に基づき、また、兵庫県農業共済組合連合会の賦課金の引き下げに伴う変更後の賦課単価に基づき、算定した結果、主なものでは、水稻共済で賦課総額246万7,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり40円、畑作物共済の大豆で賦課総額33万4,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり50円、園芸施設共済のプラスチックハウス1から4、6及び7類で賦課総額4万5,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり15円を予定しております。

また、家畜共済の一般馬、豚について、当市では現在加入はありませんが、県の指導により、西播磨管内の他市町の状況を参考に賦課単価を設定するものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第37号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第17 第38号議案～第43号議案

議長（秋田裕三君） 日程第17、第38号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から、第43号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算

(第2号)までの6議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第38号議案から第43号議案までの補正予算6議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正では、国の補助金を活用して、畜産・酪農収益力強化整備対策事業や、道の駅みなみ波賀の改修に取り組むとともに、平成28年度の予算を執行してまいりました各種事務・事業につきまして、財源を含めた整理を行うほか、年度内の完了が困難な事業については、繰越明許費を追加・変更するものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第38号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)であります。歳入歳出から、それぞれ1億7,570万2,000円を減額し、補正後の総額を254億8,265万2,000円としております。

歳出の主なものにつきまして、総務費では、退職手当組合特別負担金の追加を行い、地域生活交通対策事業補助金などでは、事業費の整理による減額を行っております。

民生費では、国民健康保険事業特別会計の補正に伴う繰出金の整理と、地域介護・福祉空間整備として、防犯カメラの導入に対する補助金を計上し、衛生費では、にしはりま環境事務組合負担金や、コミュニティプラント管路等移設工事費などの減額を行っております。

農林水産業費では、畜産の振興だけではなく、堆肥の活用などによる循環型地域農業を推進するため、畜産・酪農収益力強化整備対策事業として、堆肥施設や肥育牛舎の整備などを支援します。また、シカ個体数管理・調整事業補助金や、ため池耐震化整備事業負担金など、事業費確定等に伴う整理を行うとともに、林業関係では、混交林整備事業補助金など事業量に応じた整理を行う一方、搬出間伐を促進する森林整備促進事業補助金については増額としております。

商工費では、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、交流人口の拡大と施設の収益性の向上を図るため、道の駅みなみ波賀の改修費を計上し、直売所やレストランなどを一体として利用できるよう整備をします。

土木費では、除雪作業の経費を追加する一方で、道路新設改良など、事業費の整理を行い、消防費では、にしはりま消防組合負担金などの減額、教育費では、図書館情報システム機器購入費等の予算整理を行っております。

また、公債費では、今回の補正の剰余財源を活用し、平成29年度以降の財政負担の軽減を図るための繰上償還金を追加しております。

これら歳出の財源となります歳入の主なものとして、国県支出金では、地方創生拠点整備交付金や肉畜振興対策費補助金などを追加するとともに、事業費の減額等に伴う整理を行っております。

また、財産収入では、事業量の減に伴う立木売払収入の減額を行うほか、繰入金、諸収入では、それぞれの事業に応じて整理するとともに、市債においては、道の駅みなみ波賀改修の財源の一部として、一般補助施設整備等事業債を活用する一方、道路橋梁整備事業など、事業費の確定等に伴う減額を行っております。

なお、国補正予算関連や、年度内に完成が見込めない道路改良事業等につきましては、繰越明許費の追加及び変更を行っております。

また、債務負担行為では、生活困窮者等就労準備支援業務、無料職業紹介業務委託について追加計上しております。

次に、第39号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳出で、高額医療費共同事業拠出金の増額を見込む一方、保険財政共同安定化事業拠出金など、事業費の精査による減額を行い、あわせて財源の整理をするものであります。

歳入歳出から、それぞれ5,764万円を減額し、補正後の総額を55億2,507万9,000円としております。

次に、第40号議案、平成28年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、揖保川流域下水道維持管理負担金や千種中央浄化センター監視制御設備工事などについて、事業費の確定により減額し、それに伴う市債などの財源の整理を行うとともに、下水道事業の法適化事業について、分析及び資料整理に不測の日数を要したため、繰越明許費を計上するものであります。

歳入歳出から、それぞれ5,414万円を減額し、補正後の総額を18億4,342万3,000円としております。

次に、第41号議案、平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、公共ます設置工事など事業費の減額を行い、あわせて財源を整理するとともに、下水道事業の法適化事業について、分析及び資料整理に不測の日数を要したため、繰越明許費を計上するものであります。

歳入歳出から、それぞれ1,376万9,000円を減額し、補正後の総額を7億7,688万1,000円としております。

次に、第42号議案、平成28年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、院内託児所管理運営業務委託について、平成33年度までの複数年契約を行うための債務負担行為を計上するものであります。

第43号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、家畜共済勘定で、牛の死亡や廃用を原因とする事故件数が想定を超えるため共済金を増額するとともに、園芸施設共済では、雪害による共済金を増額し、これに伴う保険金などの財源をそれぞれ整理するものであります。

収入支出にそれぞれ749万8,000円を追加しております。

以上、補正予算6議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

今回の補正は、国の補助金をうまく活用し、循環型地域農業の推進や拠点整備などを行い、さらに地域創生を加速させるとともに、各種事業について、当該年度事業費の確定等による精査を行うものであります。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。私は、債務負担行為の2点についてお聞きしたいと思うんですが、生活困窮者等就労準備支援業務委託というふうなことで、その限度額が1,132万1,000円計上されております。これについては、生活困窮者自立支援法に基づいた事業展開になるようなんですけども、宍粟市の場合、その対象者の要件でありますとか、人数、その成果というふうなことはどのように見込んでおられるのか、まずお聞きいたします。

それと、もう一つあります無料職業紹介業務委託、これについても330万円の限度額で計上されておりますけれども、これについては業務委託先でありますとか、その利用人数というのはどういうふうに見込んでおられるのか。たつものハローワークが遠いというふうな環境もありますけれども、本当に必要な事業なのかどうか、そのあたり、その利用等を含めてどう判断されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 私のほうから生活困窮者等就労準備支援事業についてお答えさせていただきます。

当該事業の対象者の要件という点でありますけれども、これにつきましては、生活困窮者の就労準備支援事業、これにつきましては、現に経済的に困窮されている方で、稼働年齢にある65歳未満の方を対象としております。それに加えて国が示しております一定の所得要件等もあるんですけれども、将来において生活の困窮が予想されるひきこもりの方などにつきましても柔軟に対応しております。

また、被保護者の方につきましては、生活保護を受給されている方で稼働能力があると判断される65歳未満の方を対象としております。

次に、人数の関係なんですけれども、生活困窮者の事業につきましては、各種相談事業とか、民生委員さんへの事業説明を行って、その見守り活動の中で対象となる方の発掘とかで拾い出しをしております。

前年度の生活保護相談ですとか、生活困窮者自立支援相談、母子・父子自立支援相談、さらには市民相談事業などにおきまして、昨年ですと80件余り、生活困窮や就労に関する相談を受けております。これらの方が全て該当するというわけではありませんけれども、こういった中から就労準備支援事業へ誘導を図っているところでもあります。ですので、この部分については対象者が何人というようなことはちょっと把握は難しいところでもあります。

また、被保護者の事業につきましては、現在稼働能力があると判断されながらも就労されていない方が15名程度いらっしゃいますので、引き続き適切なアセスメントを行って、事業利用の同意に向けて働きかけを強化してまいりたいと思っております。

就労準備支援事業ですけれども、この事業は就労意欲が低い方や基本的な生活習慣に課題を有する方など、就労に向けた課題により問題を多く抱える生活困窮者や被保護者の方々、そういった方に就労に対する意欲の喚起や日常生活習慣の改善、さらに就労に向けた技法や知識の習得を一貫して支援を行うものであります。

平成29年度におきましては、事業の成果としまして、事業を利用された方のうち、7割以上の方が実際に就職活動に入ることができる状況になることを目標として取り組んでおります。

平成28年度の実績としましては、5名の方が取り組まれまして、そのうち3名の方が実際に就労されております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、後段の無料職業紹介業務委託についま

して、答弁のほうをさせていただきたいと思います。

まず、無料相談業務につきましては、早期に契約を締結して、4月当初から業務を開始するというを考えておりまして、3月中に業務委託先を決定して、4月当初から実施したいということで債務負担行為を計上させていただいておるものがございます。

また、利用人数につきましては、週2回就職支援を計画しておりまして、年間280件を見込んでおります。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。一つは、生活困窮者の事業の支援業務委託というふうなことになるんですけども、1,132万円というのは具体的にどのような費用に充てられるのか。もう一つ、その事業のイメージが湧いてこないんですね。厚生労働省もわかりにくいだろうということで自立相談事業の手引きというふうなこともつくっておりますし、ホームページの中でもいろいろと説明はしてあって、実際に就労して働いておられる方と生活保護を受けておられる方のちょうど真ん中に相当する方たちを救済する制度なんだというふうな説明はあるんですけども、具体的になぜこれだけの費用がどこにかかるのか、そういうところをもう一度説明させていただきたいのと、先ほど産業部長がお答えになりましたので、私は所管委員会で審査できる場所なんですけれども、具体的に、4月実施というふうに言われましたので、具体的にどこの業者に委託というふうなことを考えておられるのか、その点お答えください。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 具体的なところと申しますと、先ほども言いましたように、生活習慣が確立されていない方とかがございますので、朝起きられないとか、そういった方につきましては、朝、その時間になっても出てこられない場合は起こしに行くというようなことも含めて、生活習慣をきちっとできるようにする。そういったことができたなら、今度はまた社会的習慣ですね、挨拶がきちりできるとか、そういったことも指導していきます。そういうことがまだできてないから、なかなか就職に結びつかないと。そういうところまでできたら、今度は就職の面接の受け方ですとか、そういったことに進んでいくわけですけれども、最初の段階で、そういった昼夜逆転しているとかいう方もございますので、そういったことも含めてやっております。

それと、あと農業体験とかで作業、仕事をするということの体験と同時に物をつくるということの楽しみ、成長を見ながらそういったことを実感してもらうというようなこともやっております。

そういった寄り添い型の支援といいますが、そういうことになっておりますので、人件費が主なものとなってきております。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） まず業務の委託先でございますけども、これは無料職業紹介業を持っておられる事業所等を対象に3月中に決定をさせていただきたいということで、その資格がないとできませんので、その方を対象にしての募集をかけて決定をさせていただきたいと、そのように思っております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） それで、今、生活困窮の関係で言うと、部長が言われたようなことを実際に宍粟市内の対象者、例えば相談があったのが80件というふうなことを言われて、生活保護を受けているけれども、実際に働く能力がある方が15名というふうなことを言われました。

それで、実際に先ほど言われましたように、個々個別の対応としてやっていこうとした場合に、この1,132万円を具体的にどこに委託して、そして何人の人件費をもってそれに充てようとしておられるのか。私は、こういうふうな事業をそういう指導に当たられる人というのは、相当な、ある意味専門知識、精神保健衛生士というんですか、そういうふうな精神的なケアのできる方、そういう具体的な専門的な知識をもって支援できる方じゃないと、なかなか難しいと思うんですよ。例えば長年ひきこもりの方にして、その方を社会に出ていってもらうためには相当な時間なり努力が要ると思うんですよね。そういうことでいいますと、ほとんどは人件費やとそういうふうに言われてましたけども、そういうふうな専門家をきちっと採用するのか、それともそういう例えば社会福祉協議会に委託をして、社会福祉協議会がそういう専門家を採用してというふうなことを考えておられるのか、そのあたりのところがもうひとつ具体的な事業として見えてこないの、もう一度説明していただきたいと思います。

それと、もう一つは、同じ目的は仕事をしてもらおうというふうなことで無料職業紹介所をつくらうとされておるんですけども、そのあたり、担当部は違いますけれども、連携というふうなことは考えておられないのかどうか、その点お聞きして終わりたいと思います。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 業者につきましては、就労の関係、そういったことを専門に行っている業者でありまして、姫路市の同じような仕事も請け負って実績のあるところでございます。

そして、就労の関係ですけれども、こちらの事業は就労する以前の、前のところですね、就労の意欲を持ってもらうというところまでですので、それからあとどこに就労するかというふうなことに关しましては、そこを利用してやっていきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 先ほど健康福祉部長が答えましたように、当然、無料職業紹介につきましては、市内で職を求められておる方、全てを対象にハローワークの求人情報も提供しながら連携を持ってやっていきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第38号議案から第43号議案までの6議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第18 第44号議案～第54号議案

議長（秋田裕三君） 日程第18、第44号議案、平成29年度穴粟市一般会計予算から、第54号議案、平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計予算までの11議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、平成29年度予算の審議をお願いするに当たりまして、第44号議案から第54号議案の提案理由も兼ねまして、新年度に対する市政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと、このように思っています。

平成28年度には第2次総合計画、地域創生総合戦略に基づく各種取り組みをスタートさせ、兵庫県や周辺市町をはじめ各種団体と連携し、若者の定住、子育て環境の充実、産業の担い手育成など、課題解決に向けたさまざまな取り組みを推進してきました。特に市の喫緊の課題である人口減少対策が急務となる中で、地域総合戦略の取り組みの重点化を図るため、地域創生アクションプランにおける住まい環境づくり、彩と生業づくり、生活圏の拠点づくりの3つの方針を定め施策を推進しているところです。

このような中で、平成29年度予算につきましては、地域創生総合戦略のテーマである「森林から創まる地域創生」をさらに加速化すべく、子育て包括支援センターの開設や産前産後サポートなどによる子育て世代の支援の充実、無料職業紹介所などを活用した雇用の確保、生活圏の拠点整備にあわせた機能集約による生活の利便性の向上など、宍粟市に住んでみたい、いつまでも住み続けたいと感じていただけるような、さらに暮らしやすい宍粟市へ魅力あるまちづくりの施策を推進していきます。

それでは、総合計画に掲げる基本方針に沿って、平成29年度の主な施策を御説明申し上げます。

まず、「魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり」につきましては、農業振興においては、農村機能の維持・発揮のため引き続き多面的機能及び中山間地域等直接支払交付金事業により、地域活動・営農活動を支援するほか、農家の生産性・生産意欲の増進のための農業施設・機械整備費助成、シカやイノシシなどの有害鳥獣の処理施設の実証事業、さらには耕作放棄地の有効利用の促進などの取り組みを進めます。

林業振興では、新規の事業者の立ち上げ支援として技能講習や社会保険、高性能林業機械の購入費用を助成し事業者の育成に取り組むほか、市の最大の資源である宍粟材を広く普及させるため、宍粟材普及促進事業の対象者を広げ支援を行い、需要や供給の拡大を図ります。また、兵庫県立森林大学校の開校にあたり、新たに学生を対象とした下宿費支援制度の創設やシェアハウスなどの居住環境の整備に取り組めます。

商工業の振興では、無料職業紹介所を開設し、市内企業における新規求人の開拓や求職者と事業者とのマッチングを進め雇用の確保を推進するほか、山崎商店街周辺の町屋を活用した賑わいづくりを支援します。また、産業立地促進事業や起業家支援事業、さらには産学官連携による地域人材育成により産業の振興と雇用機会の拡大を図ります。また、より効果的な産業振興施策を導き出すための地域経済循環調査を実施いたします。

観光の振興では、宍粟市の観光資源を最大限に生かした「日本一の風景街道」の創造により、交流人口の増加や地域経済の活性化に繋げるため、道路や河川を彩る花木の種苗育成に取り組み、もみじ山においては森林整備やモミジの植栽を行うほか、氷ノ山登山道の新ルートの開拓や森林セラピー事業によるヘルスツーリズム体系を整えるなど、観光施設の便益機能の改善に取り組み、利便性の向上や観光客等

の増加を図ります。

次に、「快適に暮らせるまちづくり」につきましては、定住対策としまして、公共交通において神姫バス山崎待合所を発着点として、医療・商業施設を巡回する新たなルートを構築しバスを利用しやすい環境をつくり、公共交通の維持確保に努めます。また、移住希望者を対象として農林業や就業の要素を盛り込んだバスツアーの実施や、東京・京阪神などにおける定住相談会に積極的に参加し、移住先候補としてのPRに努めるほか、マイホームの取得支援についても拡充し定住を促進します。さらには空き家バンクの登録支援、空き家のリフォーム費用助成、古民家活用アイデアコンペの実施など空き家を活用した施策にも取り組みます。

公園の整備においては、最上山公園のトイレ・手洗い場を再編整備し、ウォーキングなどの利用者の利便性の向上を図ります。

道路網の整備では、都市計画道路、市道山田下広瀬線の整備にあたり、地権者と調整を進めるほか、道路・橋梁の長寿命化を図るため、計画に基づき、老朽度が著しい箇所等を優先に修繕を行います。

上下水道の整備では、水源の複数確保として新たな水源地からの導水施設を整備するとともに、増水時の災害防止のため雨水幹線の整備を引き続き実施するほか、老朽化した管路・設備等を計画的に更新し、適切な維持管理に努めます。

次に、「環境にやさしいまちづくり」につきましては、環境施策としまして、現在、モデル的に実施している資源物コンテナ回収事業を平成30年度から市内全域で実施するため、資源物ステーションの整備などを行い、資源物回収の利便性の向上と分別によるごみの減量化・再資源化を推進します。

また、環境基本計画に基づき、小水力発電や木質バイオマス発電など再生可能エネルギーの普及促進のための取り組みも進めます。

「安全で安心なまちづくり」につきましては、防災施策では、地区単位の防災体制を充実するため、専門的知識を有する講師を招聘し、自主防災組織での「わがまち防災マップ作成講習会」の開催を継続して取り組むとともに、計画的な訓練の実施、大規模災害に備えた備蓄品を計画的に配備していくほか、ため池の改修などにより安心・安全の確保を図ります。

消費者行政では、専門相談員の国家資格の取得などに取り組むほか、消費者団体との連携も含め、引き続き総合的な相談体制を整え、被害の防止に繋がります。

次に、「子どもが健やかに育つまちづくり」につきましては、子育て環境の整備では、子育て世代包括支援センターを新たに開設し、産前から産後までのケアとし

て、出産や育児に必要な知識の習得や母子の相談支援など一人ひとりに寄り添ったサポートに取り組むほか、新たに新生児の聴覚検査、1カ月児の健診、産後健診などの費用助成や、ひとり親家庭の高校生等の子どもに係る医療費助成の拡充など、一層、安心して子育てができる環境の整備を行います。さらに、消防団婚活イベント、出会い応援事業により、結婚のきっかけづくりとなる場の提供についても引き続き取り組みます。

幼保一元化の推進では、地域や保護者の理解を得つつ、一宮南中学校、一宮北中学校、戸原小学校の各校区における認定こども園整備事業に着手し、子どもの育ちに必要な集団規模の確保に努めます。

学校規模適正化については、平成30年4月のはりま一宮小学校開校に向け、神戸小学校の校舎改修など環境整備を行います。

さらに、あずかり保育・学童保育では、河東学童保育所や民間学童保育所の園舎の増築等の受け入れ体制を拡大し、増加するニーズに対応するとともに、延長保育や一時預かりなどの施策とあわせて、子どもの健全な育成と保護者のサポートを充実していきます。

このほか、学校教育においてはICT教育環境の整備として、新たに市内全ての中学校にタブレットと大型モニターを配備し、時代に即したわかりやすい授業づくりに努めるとともに、放課後補充学習等推進事業を拡大し、子どもたちの学びを支援していきます。

次に、「保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり」につきましては、健康づくりのさらなる推進、地域包括ケアシステムの具体化、ノーマライゼーション社会の実現に向け、健康増進計画・食育推進計画、老人福祉計画・第7期介護保険事業計画、第3次障害者計画・第5期障害福祉計画を策定します。

また、健康づくりの施策として食の講演会やウォーキング教室のほか、健康づくりポイント事業やラジオ体操の普及促進に引き続き取り組みます。

高齢者福祉では、支え合う環境づくりや高齢者の社会参加・生きがい活動を推進するため、地域力を生かした住民主体の「通いの場」の形成や活動を支援し、介護予防への取り組みを強化し、健康寿命の延伸を図ります。

地域福祉では、生活困窮者や生活保護受給者を対象に就労に向けた生活改善や知識の習得を支援する就労準備支援事業に引き続き取り組むとともに、新たに就労支援事業に取り組むことで、切れ目のないサポートを行います。また、新たに子どもの貧困対策として家庭訪問型学習支援事業に取り組み、生活困窮世帯等の子どもの

学習支援を行います。

障害福祉では、手話施策推進方針に基づき、意思疎通支援事業を拡充し市民や児童を対象に手話講座を開催するなど、言語としての手話の普及に努めます。

病院事業では、公立宍粟総合病院改革プランに基づき、医師・看護師の確保や経費の節減など経営の健全化・効率化を図ります。

次に、「心豊かにいきいきと学べるまちづくり」につきましては、人権教育・啓発では、若者をはじめ市民全体で諸課題を考える機会として若者フォーラムを継続して実施するとともに、市民参加型の施策としてストップモーション動画や歌詞を公募し、住みやすいまちづくりに向けて若年層をはじめ市民の人権意識の醸成を図ります。

文化・芸術では、新たに電子図書館事業として、たつの市、上郡町、佐用町と連携し、インターネットを通じて書籍が楽しめる環境を整備し、利用者の利便性の向上を図ります。また、たたら遺跡の分布調査の実施や宍粟学講座の開催、郷土資料や古文書の整理・解読による歴史・文化の継承にも取り組みます。

スポーツの推進では、スポーツ団体等との連携や取り組みを支援するほか、ラジオ体操やウォーキングなどの推進により市民の健康増進を図るとともに、西日本一を目指した音水湖カヌー競技場の整備や各種合宿の誘致など、スポーツ環境の充実と交流を推進し、市民が元気で活力あるまちづくりを推進します。

次に、「参画と協働のまちづくりの推進」につきましては、地域力の維持・強化に向けた「地域おこし協力隊」の積極的な受け入れや、引き続き地域の課題整理や課題解決に向けた取り組みなどを推進する地区コミュニティ支援員の配置、自治会・地域活動の活性化に向けた地区コミュニティ醸成支援事業にも取り組みます。また、北部地域の活力向上の拠点とすべく新たに御形の里づくり事業に取り組み、家原遺跡公園エリアで地域資源を活用し子ども広場、グラウンドゴルフコース、彩の森林などを整備し、魅力ある地域づくりに努めます。

情報共有の推進では、しそチャンネルでハイビジョン放送を始めるほか、イベント情報や行政情報、投稿動画などの内容を充実させ、魅力ある番組づくりを進めます。また、ホームページやSNS、ラジオ番組などさまざまなツールを活用し情報発信するとともに、多様な手段により市民等からの意見の聴取に努めます。

最後に、「持続可能な行財政運営の推進」につきましては、未利用財産について、売却も含めた利活用方法を検討し、適正管理・維持費軽減に努めるとともに、積極的な市債の繰上償還や事務的経費の削減に取り組み、行政のスリム化、財政の健全

化を進めます。

また、定住自立圏や連携中枢都市圏の構想において、近隣市町と連携強化し、広域的に取り組むことでより効率的かつ効果的な事業提案を行っていきます。

さらに、旧町単位を一つの生活圏と捉え、生活の利便性の向上や地域の賑わいづくりなど、人口減少に歯どめをかける第1のダムとして機能させるため、一宮町域においては拠点施設の設計に着手し、千種町域においては検討委員会を立ち上げ、市民や関係団体と協議を進めていきます。

これらの事業を進めるに当たり編成した平成29年度当初予算案は、一般会計で232億6,000万円と、前年度に比べ0.3%の減、また特別会計、企業会計を合わせた全11会計の予算総額は442億8,000万円、前年度に比べ1.6%の減となっておりますが、若者定住や子育て支援など市の喫緊の課題である人口減対策には積極的に予算措置し、地域総合戦略をさらに加速化する予算と考えております。また、財政調整基金につきましては7年連続で取り崩しを行わず、起債残高も発行額が償還額を上回らないなど、財政健全化についても着実な取り組みを展開していると考えております。

以上、予算の提案説明を兼ねて、平成29年度の市政運営に係る施策の概要について申し上げましたが、宍粟市に住み続けたい、住んでみたいと思える、選ばれるまちを目指し、さらには、総合計画の理念である「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」、その実現に向け着実に歩みを進めなければならないといった強い意志と責任のある予算であると考えております。

議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げます、私の所信といたします。よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

次に、質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思っております。あらかじめ御了承賜りたいと思っております。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月7日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 0時03分 散会）